

令和6年度特定健康診査における受診結果等提出の留意事項

1. 受診結果等書類の提出先について

受診後1週間以内に、幡多医師会加入の医療機関は幡多医師会へ、その他の郡市医師会加入の医療機関は、高知県医師会へのご提出をお願いいたします。

2. 特定健康診査を実施する前に確認していただくこととして

(参考：実施要領 P22～24 Ⅲ-2-1～Ⅲ-2-3 受診当日の受付)

- ① 受診券面に記載の有効期限、検査項目、自己負担額、集合B契約参加保険者の確認
- ② 被保険者証の確認（受診券に記載の被保険者証番号との確認）
- ③ 受診券に住所の記載がされているか、印字済み受診券の場合は住所等に変更がないかの確認
(受診結果は受診券に記載の住所に送付しますので、印字されている内容に変更が生じた場合には、必ず修正記入欄に変更後の住所等を記入してください。)

〔事例〕

- ・受診券の有効期限を過ぎての受診、保険証の資格喪失後の受診、受診券面に実施項目として記載されていない検査項目の実施等
- ・受診券と被保険者証の不一致（年度内に市町村国保から後期高齢へ変更、社保⇄国保等）

3. [様式11] 問診票の記入について

(参考：実施要領 P24 Ⅲ-2-3 受診当日の受付(5)、注29)

高知県独自の問診票となっております。また、全国契約（集合A契約）に参加している医療保険者も独自の問診票となっておりますので、高知県医師会（集合B契約）のデータ処理を利用する場合は、**高知県独自の問診票（両面記載）**のご提出をお願いいたします。

また、令和3年度から後期高齢者健康診査の問診票は質問票とまとめた両面1枚となっておりますので、ご注意願います。

〔事例〕

- ・問診票（両面記載）の裏面全てがチェックされていない
- ・問診票表面の「1. 該当する疾患にて通院（経過観察含む）していますか？」の問いに対して
 - ①各疾患で重複しての記入 ⇒ 各疾患での記入は1つのみ
 - ②該当がない場合は「現病歴なし」にチェックが必要※詳細項目を実施する際の判断基準となるため、必ずいずれかに記入する
- ・全国契約（集合A契約）に参加している医療保険者（高知県外の国保保険者や共済等）の問診票や質問票のままでの提出 ⇒ 受付できません

4. 詳細検査の実施について

(参考：実施要領 P4 I-1-3 特定健康診査 ②詳細項目、注7)

平成30年度より、従来の詳細項目（貧血・心電図・眼底）に、血清クレアチニンが追加されました。各々、実施出来る条件（判断基準）が定められていますので、実施前に必ず該当するかどうかをご確認ください。実施出来る条件に該当しない方に詳細項目を実施された場合、データ

の入力及び診療報酬の請求はできませんので、ご注意ください。

〔追加説明〕

受診者が持参される問診票の「1. 該当する疾患にて通院(経過観察含む)していますか?」の受療状況の質問に対する項目で、(2) 高血圧症、(3) 糖尿病、(4) 脂質異常症、(6) 心疾患、のうち1箇所でも、「服薬・治療中」、「経過観察中」にチェックがある場合は、『既に医療機関において管理されている者』として判断され、詳細項目の実施はできませんのでご注意ください。

5. [様式 12] 結果入力票の記入漏れや記入欄違い等について

記入漏れや間違いがあると、入力が途中で止まり受診者への受診結果送付が遅れることとなりますので、結果入力票送付前には再度、記入漏れ等がないかご確認をお願いいたします。

〔事例〕

- ・保険証記号・番号の間違い（国保⇒後期高齢：番号が変わっている）
- ・採血時間（1～11時間で記載。0「ゼロ」時間は受付できません）
- ・診察所見（ない場合は「所見なし」にチェック）
- ・検査数値の記入欄違い（Non-HDL コレステロールと中性脂肪）
- ・数値は読み易いようはっきりとご記入ください。（例：0と6、1と7、5と6、7と9等）
- ・医師サイン欄の未記入・不鮮明
ゴム印でも問題ありません。必ずフルネームで、読み易いようにはっきりとご記入下さい。

6. 特定健康診査等実施報告明細表（県医師会報告用）の新様式について（令和6年度～）

令和6年度から第4期特定健康診査制度改正に伴い、**各医療保険（3種類）別に変更となっております**のでご注意ください。

7. 受診結果等提出書類の順番について（参考：実施要領 P27 III-4-2 受診後の事務）

受診結果等提出書類は、健診実施日付順に整理し、**受診者一人ごとに、①受診券、②問診票、③結果入力票**の順番で、**左上をホッチキスで留めて**提出して下さい。

なお、実施報告明細票（県医師会報告用）は、一緒に留めないようにお願いします。

本会としましては、受診結果等提出書類のチェック作業の時間短縮に努めて行きたいと思っておりますので、ご理解ご協力下さいますようお願い申し上げます。

8. 受診者への健診結果について

令和3年度から氏名の表記が全てカタカナとなっております。

受診者への結果送付は受診日より1か月後となりますので、4月1日より受診できますが、結果送付は5月末ごろになることを受診者にお伝え願います。

9. 様式集について

令和6年度から[様式 13] 実施報告明細表の様式が変更されています。旧様式では受付できませんので、必ず新様式をご使用下さい。